

津山市行財政改革集中改革プラン

(平成 17 年度～21 年度)

平成 18 年 3 月

津 山 市

目 次

1	はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	背景	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	津山市の財政事情	・ ・ ・ ・ ・ 1
4	基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 2
5	実施計画の体系	・ ・ ・ ・ ・ 2
	事務・事業の再編・整理、廃止・統合	・ ・ ・ ・ ・ 3
	民間委託等の推進	・ ・ ・ ・ ・ 4
	定員管理の適正化、手当・給与の適正化	・ ・ ・ ・ ・ 5
	組織機構の構築	・ ・ ・ ・ ・ 6
	外郭団体の効率的な運営の推進	・ ・ ・ ・ ・ 6
	地方公営企業の改革	・ ・ ・ ・ ・ 6
	経費節減等の財政効果	・ ・ ・ ・ ・ 9
	その他	・ ・ ・ ・ ・ 10

集中改革プランの策定にあたって

1 はじめに

総務省は、「今後の行財政改革の方針」(平成 16 年 12 月閣議決定)を受け、平成 17 年 3 月 29 日に「地方公共団体における行財政改革のための新たな指針」を総務事務次官通知で各自治体へ示しました。その中で、地方自治体の行財政改革を見直し、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間に取り組む改革プラン（集中改革プラン）を策定し、公表するよう指導しています。

津山市は、現在、平成 14 年度から始まった第 7 次行財政改革に取り組んできており、平成 17 年度に終了します。平成 18 年度からは、合併後の新市として初めての行財政改革に取り組むこととしているところであり、第 8 次行財政改革の取り組みの助走の考えで、当面取り組む事項をまとめることとしました。

2 背景

津山市においては昭和 58 年度から行財政改革に取り組んでおり、その時代の要請に応えるため、組織機構の改革、人員の適正化、情報化の推進、民間委託の推進、リサイクルの推進等、効率的効果的な行政運営に努めてきました。

しかし、長引く景気の低迷、地方分権の進む中、国の三位一体改革による地方交付税、補助金の大幅な削減、また事務事業の移譲により、地方の財政はますます圧迫され、津山市も例外ではありません。

また、平成 17 年 2 月 28 日には近隣 3 町 1 村と合併し、新津山市がスタート。早期一体化をめざして事業推進に取り組んでいかなければなりません。

さらに、平成 17 年度は第 3 次総合計画の最終年度にあたり、現在第 4 次総合計画の策定中であります。平成 18 年度からの総合計画の実現に向けて、財源の確保は大きな課題となっています。

3 津山市の財政事情

平成 16 年度の普通会計の決算状況では、公債費比率 18.2%、起債制限比率 12.0%、経常収支比率 97.0%、財政力指数 0.51 であり、財政指標は悪化しています。

平成 17 年度当初予算は、国の三位一体改革による国庫補助負担金や地方交付税の減少に加えて、岡山県の第 3 次行財政改革の影響などにより厳しい状況下での編成となりました。

また、歳出面においても、少子・高齢化に伴う扶助費などの社会保障関係費の自然増をはじめ、合併に伴う継続事業など、主要事業の推進による経費の増加によって財政状況は大変厳しい状況にあります。

こうした状況下、各部局において歳出の徹底的な見直し・削減を図ってきましたが、なお大幅な財源不足が生じ、財政調整基金から 11 億円の繰入などを行う、極めて困難な予算編成となりました。

4 基本的な考え方

津山市の財政事情をふまえ、第 4 次総合計画の達成と市民サービスの向上を図るためのしくみづくりと財政基盤の充実をめざし、新津山市において、さらに行財政改革を進めるため、平成 18 年度を始期とした第 8 次行財政改革をすすめるにあたり、国の「地方公共団体における行財政改革推進のための新たな指針」を踏まえながら、当面の各部局で推進する計画「集中改革プラン」を策定し、推進します。

なお、第 8 次行財政改革大綱策定後は第 8 次行財政改革推進計画に取り組み、引き続き推進します。

5 実施計画の体系

- (1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- (2) 民間委託の推進
- (3) 定員管理の適正化、手当・給与の適正化
- (4) 組織機構の構築
- (5) 外郭団体の効率的な運営の推進
- (6) 地方公営企業の改革
- (7) 経費節減等の財政効果
- (8) その他

具体的な取り組み

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

時代の変化に伴い多様化する市民ニーズに柔軟・適切に対応するため、それぞれの事務・事業の必要性、効果、効率等を検討し、行政関与の必要・妥当性、受益と負担の公平性の確保、行政効率・効果等の観点から見直しを進めていきます。

(1)事務事業の見直し

- ・第4次総合計画に政策評価制度を導入し、事前評価・事後評価を実施する。評価指標についても公表する。(平成18年～21年度)
- ・災害発生時において自主的な取り組みのできる自主防災組織の設立・育成を進める。(平成17年度～)
- ・合併により広域化した組織となった市消防団について、団組織・団員数の見直しを行なう。(平成17年度～)
- ・市民の市政への参画の機会を拡大するため、政策等を案の過程で公表し、意見提言を求める制度を導入する。(平成17年度)
- ・勤務時間を見直す。(平成17年度)
- ・給与明細書をペーパーレス化する。(平成17年度)
- ・住民と直結する窓口業務のうち、利用類型に応じた関連業務を統合し、総合窓口システム(ワンストップサービス)を研究する。
- ・市役所庁舎総合案内における利便性の向上とともに来庁者へのサービス向上を図るためにインフォメーションシステムを導入する。(平成17年度)
- ・固定資産税の法務局への価格通知について電子化を図る。(平成18年度)
- ・電子入札システムの導入に向け、環境整備、セキュリティ等を検討する。(平成17年度～)
- ・廃品回収における集団回収報奨金について見直しを実施する。(平成18年度)
- ・時効前高額介護サービス費支給申請勧奨通知事務の改善を図る。(平成17年度)
- ・社会福祉事務所の児童相談員と、家庭児童相談室業務との整合を図る。(平成18年度)
- ・市立保育所について、開設時間等について統一化の検討をする。(平成18年度)
- ・支所間バスの開設に伴い、阿波患者移送バスについて路線等の見直しをする。(平成18年度)
- ・交通弱者の観点から、福祉関係のバス運行等の事業について総合的な見直しを図る。(平成18年度)
- ・住民の利便性向上に向けてバス路線の再編を進める。(平成18年度)
- ・公共工事(土木、下水道)の積算業務をシステム化する。(平成18年度)

- ・合併処理浄化槽設置整備事業を見直す。(平成21年度)
- ・市民サービスの向上と行政財産の有効利用のため各支所の空きスペースの利活用を進める。(平成17～21年度)
- ・鶴山球技場の管理運営について検討する。(平成21年度)

(2)事務・事業の廃止

- ・事務服の職員への貸与を廃止する。(平成17年度)
- ・納税組合報奨金制度を廃止(平成18年度) 全期前納報奨金制度について廃止を検討(平成20年度)する。
- ・違法駐車防止啓発事業を廃止する。(平成17年度)
- ・火災残さ処理費補助金を廃止する。(平成21年度)
- ・地域産材利用促進補助金を廃止する。(平成18年度)
- ・介護サービス事業者ガイドブックについて、紙での作成から電子化(ホームページ)を図る。(平成18年度)
- ・介護保険料仮算定通知、高額介護サービス費支給申請勧奨通知、要介護等認定の更新申請勧奨通知について事務の見直しを実施する。(平成17～20年度)

(3)事務・事業の縮減

- ・私立幼稚園就園奨励費補助金について、公立幼稚園との均衡を図る。(平成17年度～)
- ・合併に伴い地域限定の事業等について見直し・検討をする。(平成17～18年度)

民間委託等の推進

公の施設、公共施設について、管理委託を導入、また地域の団体等への業務委託等実施してきたが、市民ニーズに的確に対応していくため民間企業等の持つ経営能力、手法等を活用し、市民サービスの向上、経費の削減を図るため、さらに、公の施設への指定管理者制度の導入・直営施設の管理方法の見直しなど進めていく。

1 公の施設についての取組目標

(1)平成16年度末時点における取組状況

211 の公の施設中、指定管理者制度導入済み施設は無く、管理委託実施施設数は、24 となっている。

(2)平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

管理委託を行っている24施設については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、さらに直営の内、3施設程度を目標に、平成19年4月からの導入を目指す。

(3)その他の直営の公の施設について民間活力導入を検討

2 その他の事務の民間委託

- ・津山圏域衛生処理センターの包括運転管理委託を実施する。(平成 18 年度)
- ・市道維持管理事業(除雪作業)を民間委託する。(平成 19 年度)
- ・本庁と支所間の集配業務を民間委託する。(平成 18 年度)
- ・英語学習講師派遣について、外国青年招致事業から民間委託へ変更する。(平成 17 年度)
- ・地域包括支援センターを民間委託する。(平成 18 年度)

定員管理の適正化、手当・給与の適正化

1 平成 11 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの純減実績

第 6 次～第 7 次行財政改革に取り組む中で平成 11 年 4 月 1 日に合併前 5 市町村の合計で 1,045 人であったが、平成 16 年 4 月 1 日には 1,030 人で、5 年間で 15 人減、減少率 1.4%となっている。

2 平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの定員管理の数値目標

(1)数値目標の基本的な考え方

職員採用については世代間の職員バランス(特に専門職)等を考慮し、合併に伴う事務事業の統廃合・見直し、アウトソーシングの推進を進める一方、県からの権限移譲等にも対応する「津山市定員適正化計画」を策定し効率的な行政運営を目指す。

(2)数値目標の設定の仕方

退職者の 1/2 を不補充することにより、年次的に職員総数を削減する。5 年間の定員適正化目標を 68 人減(6.7%)の 941 人とする。

(3)退職者の見込み

平成 17 年度から平成 21 年度までの間に、135 人の退職者が予定されている。

3 手当・給与の適正化

(1)高齢層職員昇給停止

58 歳で昇給停止となっていたが、55 歳昇給抑制措置を実施する。

(2)不適正な昇給運用の是正

退職特別昇給について、平成 17 年度に 2 号引下げを実施する。

(3)退職手当の支給率の見直し

退職手当について、平成 17 年度に支給率の引下げを実施する。

(4)諸手当の総点検の実施

特殊勤務手当(年末年始手当)の廃止に向けて年次的に削減する。

4 定員・給与の公表

平成 17 年度の公表

市広報紙・インターネットの市ホームページにおいて、それぞれ公表する。

組織機構の構築

自立した自治体運営に対応、時代に対応した行政機構を構築する。併せて新勤務評定制度の導入（平成 17 年度）職員採用資格試験受験資格に民間経験者の枠を設置する（平成 17 年度）など人事システムの充実も図る。

外郭団体の効率的な運営の推進

市の外郭団体について、検討委員会を設置し、より健全で効率的な運営を進めていくための調査・指導・研究を行う。

市の施策に準じた推進を要請するとともに、情報公開により透明性の高い経営となるよう指導していく。

土地開発公社の経営健全化計画を策定する。（平成 18 年度）

地方公営企業の改革

1 上水道事業

(1)平成 16 年度末までの取り組み

集金制を廃止し、郵便局・コンビニエンスストアにも収納の窓口を広げ、使用者の利便性向上と経営の合理化を図った。係を統合するなど業務の分散・集中化など組織体制を見直し、弾力的な配置を行ってきた。また、未利用財産の売却、契約電力の見直し等も実施してきている。

(2)平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの取り組み

事務事業の再編・整理、廃止・統合

・ 民間的経営手法の導入

毎日実施している水質検査を職員以外の者で実施することを検討する。

民間委託等の推進

現在のところ予定なし。

定員管理の適正化

津山市の適正化計画に準ずる。

手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）

津山市の適正化計画に準ずる。

経費節減等の財政効果

未利用となっている用地の売却、企業団浄水場の運転管理の受託、浄水場の電力契約についての検討・見直し、料金の改定等に取り組む。

2 工業用水道事業

(1)平成 16 年度末までの取り組み

企業誘致のための取り組みを実施してきた。料金の収納率は、100%を保っている。

(2)平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの取り組み

事務事業の再編・整理、廃止・統合

- ・供給単価額を下げるにより企業誘致を有利に進め、供給収益の増加を図る。

民間委託等の推進

現在のところ予定なし。

定員管理の適正化

津山市の適正化計画に準ずる。

手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

津山市の適正化計画に準ずる。

経費節減等の財政効果

供給単価を下げるにより、他との競争力を高め、企業誘致により供給水量の拡大・給水収益の増収を実現する。

3 簡易水道事業

(1)平成 16 年度末までの取り組み

事務量に応じた人員・体制の見直しを実施してきた。阿波地域では、平成 15 年度に料金改定を実施している。

(2)平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの取り組み

事務事業の再編・整理、廃止・統合

- ・滞納整理を強力に進める。
- ・平成 20 年度からの適用に向け、料金の見直しを進める。

民間委託等の推進

現在のところ予定なし。

定員管理の適正化

津山市の適正化計画に準ずる。

手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

津山市の適正化計画に準ずる。

経費節減等の財政効果

滞納整理を強力に進めていくとともに、料金の見直しを検討する。用地・財産等

の調査を実施し、未利用のものについては売却を検討する。

4 下水道事業

(1)平成 16 年度末までの取り組み

加茂・勝北・久米地域では供用開始が平成 13 年度以降であり、遅れている水洗化率向上を目指して地元説明会等で住民に対し啓発を実施してきた。平成 15 年度には阿波地域、平成 16 年度には旧津山市で料金改定を行った。

(2)平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの取組み

事務事業の再編・整理、廃止・統合

- ・受益者負担金(分担金)の納付についての周知を広報紙・地元説明会等で実施、滞納者については納付方法等の相談により収納率の向上を図る。
- ・水洗化の促進に努め、使用料の増収を目指す。
- ・収納業務に精通した人員配置・人材育成を実施する。
- ・公共下水道事業の認可区域拡大等における効率性の検討する。
- ・農業集落排水事業における新規事業実施についての検討する。
- ・農業集落排水施設使用料について、平成 20 年度から市全域を同一使用料とする。

民間委託等の推進

現在のところ予定なし。

定員管理の適正化

津山市の適正化計画に準ずる。

手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

津山市の適正化計画に準ずる。

経費節減等の財政効果

下水道事業受益者負担金(分担金)の収納率向上、水洗化を促進することにより使用料の増収を目指す。

5 宅地造成事業

(1)平成 16 年度末までの取り組み

分譲について、各種広報媒体(インターネット、新聞、広報紙、チラシ等)を有効に活用することにより、早期分譲に努めてきた。

(2)平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの取組み

事務事業の再編・整理、廃止・統合

- ・各種広報媒体をより有効に活用し、周知を図り分譲を促進する。

民間委託等の推進

現在のところ予定なし。

定員管理の適正化

津山市の適正化計画に準ずる。

手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

津山市の適正化計画に準ずる。

6 と畜場事業

(1)平成 16 年度末までの取り組み

衛生問題、BSE 問題などに適切に対応・運営を実施し、処理量の増加を図るとともに計画的な搬入を依頼することにより経費の削減に取り組んだ。

(2)平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの取り組み

事務事業の再編・整理、廃止・統合

- ・解体料、使用料を見直し、改定を検討する。
- ・維持管理経費の節減を検討する。

民間委託等の推進

現在のところ予定なし。

定員管理の適正化

津山市の適正化計画に準ずる。

手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

津山市の適正化計画に準ずる。

経費節減等の財政効果

維持管理経費の節減を図るとともに、解体料、使用料の見直しにより収入増を目指す。

経費節減等の財政効果

1 歳入関係

(1)税の徴収対策

- ・収納率の向上のため、特別徴収体制を整備し滞納整理の強化を図っていく。また、滞納整理の過程で生ずる諸問題に対応するため専門家を確保し、徴収体制の整備を進める。
- ・基本地形図の全市統一（航空写真等の共有化）による経費削減、及び積極的な利用により、正確な状況を把握し適正課税に努める。

(2)使用料・手数料の見直し

- ・利用動向や他都市の状況を把握し、全般的な見直しを実施し、受益者負担の適正化を図る。併せて、収納率の向上にも努める。

(3)未利用財産の売り払い等

- ・法定外公共物の払い下げ申請について、積極的な売払い決定をする。
- ・普通財産等の未利用財産の売り払い。

(4)その他

- ・受益者負担の適正化を図る。
市営住宅住宅使用料収納率向上
住宅新築資金償還率向上
- ・老人保健ヘルス事業について、経費の一部を受診者負担とする。
- ・合併のため地域により金額に違いのある有料ごみ袋の金額を統一する。
- ・アルミ・スチール・ペットボトルについては商品として売却する。

2 歳出関係

(1)人件費削減

- ・職員の定員適正化計画、給与・手当等の適正化により削減を図る。

(2)組織の統廃合

(3)民間委託による事務事業費削減

(4)施設等維持費の見直し

- ・管理状況を把握し、民間活力の導入も含めた見直しをする。

(5)補助金等の整理合理化

- ・政策、経常経費の見直しにより負担金・補助金を見直しする。

(6)投資的経費の見直し

- ・公共事業費等の投資的経費については、PFI の導入等、事業内容・効果等を検討する。
- ・公共工事のコスト縮減を図る。

(7)内部管理経費の見直し

- ・ISO14001 について、自己適用宣言を行い、外部審査を受けない相互監査体制を構築し、規格を維持していく。

(8)事務事業の整理合理化

(9)予算編成方針の充実

- 経常的経費の削減を図る。

その他

- ・平成 14 年度から 4 年間にわたり推進してきた第 7 次行財政改革について、平成 17 年度で終了するため、直ちに第 8 次行財政改革の大綱・推進計画の策定に取り組む。